

規制に係る事前評価書

法令の名称	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令
政策の名称	温室効果ガス算定排出量の報告対象の拡大
担当部局・評価者	環境省地球環境局地球温暖化対策課長 徳田博保 電話番号: 03-5521-8355 E-mail: ghg-santeikohyo@env.go.jp
評価実施時期	平成21年2月10日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	京都議定書の6%削減約束の確実な達成を担保するため、業務部門を中心に国内における排出削減対策の追加措置等を講じることを目的として、平成20年6月に地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)の一部が改正され、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度においては、報告義務の対象を事業者単位・フランチャイズチェーン単位へと拡大するとともに、一定規模以上の事業所については事業所ごとの報告も行うこととされた。これを受け、政令委任事項となっている報告義務の対象者(以下「特定排出者」という。)の範囲及び事業所ごとの報告が必要な事業所(以下「特定事業所」という。)の範囲を定めるもの。
内容	特定排出者の範囲は、エネルギー起源CO2については、改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「改正省エネ法」という。)に規定する特定事業者及び特定連鎖化事業者とし、それ以外の温室効果ガスについては、事業者全体の排出量が温室効果ガスの種類ごとに年間3,000t-CO2以上である事業者(従業員が21人以上のものに限る。)とする。 また、特定事業所の範囲は、エネルギー起源CO2については、改正省エネ法の第一種エネルギー管理指定工場及び第二種エネルギー管理指定工場とし、それ以外の温室効果ガスについては、事業所の排出量が温室効果ガスの種類ごとに年間3,000t-CO2以上である事業所とする。
関連条項	第5条～第5条の2
必要性	近年、事業所単位で排出抑制等の対策を実施しつつも、事業者一体となった取組で排出量を削減する動きが出ており、この動きを加速化させる必要がある。
費用	
遵守費用	新たに報告対象となる事業者については温室効果ガス排出量を算定・報告するために必要な事務処理経費等が発生するが、エネルギー起源CO2については改正省エネ法による報告を活用することとしており、また、特定事業所については現行制度と同様の範囲となるため、事業者の負担は小さいと考えられる。それ以外の報告事項についても、算定・報告方法を明らかにし、周知を行うことにより、最小限の費用で報告することができると考えられる。
行政費用	報告件数の増加が想定されることから、追加的な事務処理経費が発生するが、報告の単位が事業所単位から事業者単位となることで、報告の集計・公表に係る行政費用はある程度抑えられると考えられる。
その他の費用	
便益	改正により、事業者単位の取組結果が明らかとなる。また、業務部門を中心に、これまで対象でなかった事業者が新たに対象となることで、業務部門の排出量カバー率が現行の13%程度から50%程度へと向上し、事業者の自主的な排出抑制の取組が促進され、京都議定書の目標達成に寄与する。

想定される代替案							
代替案	特定排出者及び特定事業者について、改正案よりも低い裾切り排出量を設定し、より対象範囲が広がるようにする代替案が考えられる。						
	費用						
	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td>エネルギー起源CO2については改正省エネ法の対象者よりも広い範囲が対象となり、温対法のみに対応のために追加の事務処理経費が発生する。また、特定事業所の範囲が現行制度よりも広くなり、これまで事業所単位での温室効果ガス排出量算定・報告を行っていなかった小規模な事業所についても算定・報告のための新たな事務処理経費が発生する。</td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td>改正案と比較し、相当程度多くの事業者が対象となると考えられ、行政費用が大幅に増加すると想定される。</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td></td> </tr> </table>	遵守費用	エネルギー起源CO2については改正省エネ法の対象者よりも広い範囲が対象となり、温対法のみに対応のために追加の事務処理経費が発生する。また、特定事業所の範囲が現行制度よりも広くなり、これまで事業所単位での温室効果ガス排出量算定・報告を行っていなかった小規模な事業所についても算定・報告のための新たな事務処理経費が発生する。	行政費用	改正案と比較し、相当程度多くの事業者が対象となると考えられ、行政費用が大幅に増加すると想定される。	その他の費用	
	遵守費用	エネルギー起源CO2については改正省エネ法の対象者よりも広い範囲が対象となり、温対法のみに対応のために追加の事務処理経費が発生する。また、特定事業所の範囲が現行制度よりも広くなり、これまで事業所単位での温室効果ガス排出量算定・報告を行っていなかった小規模な事業所についても算定・報告のための新たな事務処理経費が発生する。					
行政費用	改正案と比較し、相当程度多くの事業者が対象となると考えられ、行政費用が大幅に増加すると想定される。						
その他の費用							
便 益	改正案と比べて対象事業者数は大きく増加することとなるが、代替案により対象となる事業者の排出量は小規模であり、事業者の負担、報告件数、行政費用の増加の程度と比して排出量カバー率の向上の程度は小さいことから、改正案との便益の差は小さいと想定される。						

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>本改正案により、新たに対象となる事業者には最低限の事務処理作業が発生するが、業務部門を中心としたカバー率の向上により、制度の目的である国民の排出抑制のための気運の醸成、事業者の自主的な排出抑制の取組が促進され、京都議定書の目標達成に寄与すると考えられる。</p> <p>改正案と代替案については、代替案の方がより対象事業者数の増加は大きいものの排出量カバー率の向上は小さく、一方、代替案は事業者及び行政にとってより多くのコストを必要とするものであり、費用対効果の面から改正案が有効であると考えられる。</p>

有識者の見解その他の関連事項

レビューを行う時期又は条件
温対法の見直し時期に合わせてレビューを行うこととする。

備 考

規制に係る事前評価書(要旨)

[地球温暖化対策の推進に関する法律施行令]

規制の内容	温室効果ガス算定排出量の報告対象の拡大	
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課	電話番号:03-5521-8355 E-mail:ghg-santeikohyo@env.go.jp
評価実施時期	平成21年2月10日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 京都議定書の6%削減約束の確実な達成を担保するため、業務部門を中心に国内における排出削減対策の追加措置等を講じることを目的として、平成20年6月に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部が改正され、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度においては、報告義務の対象を事業者単位・フランチャイズチェーン単位へと拡大するとともに、一定規模以上の事業所については事業所ごとの報告も行うこととされた。これを受け、政令委任事項となっている報告義務の対象者(特定排出者)及び報告が必要な事業所(特定事業所)の範囲を定めるもの。</p> <p>【内容】 特定排出者の範囲 ・エネルギー起源CO2については、改正後の省エネ法に規定する特定事業者及び特定連鎖化事業者とする。 ・その他のガスについては、事業者全体の排出量が温室効果ガスの種類ごとに年間3,000t-CO2以上である事業者(従業員が21人以上のものに限る。)とする。 特定事業所の範囲 ・エネルギー起源CO2については、改正後の省エネ法に規定する第一種エネルギー管理指定工場及び第二種エネルギー管理指定工場とする。 ・それ以外の温室効果ガスについては、事業所の排出量が温室効果ガスの種類ごとに年間3,000t-CO2以上である事業所とする。</p> <p>【必要性】 事業者一体となった排出量削減取組を加速化させる必要があるため。</p>	
	関連条項	第5条～第5条の2
想定される代替案	代替案	特定排出者及び特定事業者について、改正案よりも低い裾切り排出量を設定し、より対象範囲が広がるようにする代替案が考えられる。
	代替案	*代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成

規制の費用		費用の要素	代替案 の場合	代替案 の場合
(遵守費用)	新たに報告対象となる事業者については温室効果ガス排出量を算定・報告するために必要な事務処理経費等が発生するが、エネルギー起源CO2については改正省エネ法による報告を活用することとしており、また、特定事業所については現行制度と同様の範囲となるため、事業者の負担は小さいと考えられる。それ以外の報告事項についても、算定・報告方法を明らかにし、周知を行うことにより、最小限の費用で報告することができると考えられる。	エネルギー起源CO2については改正省エネ法の対象者よりも広い範囲が対象となり、温対法のための対応のために追加の事務処理経費が発生する。また、特定事業所の範囲が現行制度よりも広くなり、これまで事業所単位での温室効果ガス排出量算定・報告を行っていなかった小規模な事業所についても算定・報告のための新たな事務処理経費が発生する。		
(行政費用)	報告件数の増加が想定されることから、追加的な事務処理経費が発生するが、報告の単位が事業所単位から事業者単位となることで、報告の集計・公表に係る行政費用はある程度抑えられると考えられる。	改正案と比較し、相当程度多くの事業者が対象となると考えられ、行政費用が大幅に増加すると想定される。		
(その他の社会的費用)				
規制の便益		便益の要素	代替案 の場合	代替案 の場合
	改正により、事業者単位の取組結果が明らかとなる。また、業務部門を中心に、これまで対象でなかった事業者が新たに対象となることで、業務部門の排出量カバー率が現行の13%程度から50%程度へと向上し、事業者の自主的な排出抑制の取組が促進され、京都議定書の目標達成に寄与する。	改正案と比べて対象事業者数は大きく増加することとなるが、代替案により対象となる事業者の排出量は小規模であり、事業者の負担、報告件数、行政費用の増加の程度と比して排出量カバー率の向上の程度は小さいことから、改正案との便益の差は小さいと想定される。		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本改正案により、新たに対象となる事業者には最低限の事務処理作業が発生するが、業務部門を中心としたカバー率の向上により、制度の目的である国民の排出抑制のための気運の醸成、事業者の自主的な排出抑制の取組が促進され、京都議定書の目標達成に寄与すると考えられる。 改正案と代替案については、代替案の方がより対象事業者数の増加は大きいものの排出量カバー率の向上は小さく、一方、代替案は事業者及び行政にとってより多くのコストを必要とするものであり、費用対効果の面から改正案が有効であると考えられる。			
有識者の見解その他の関連事項				
レビューを行う時期又は条件	温対法の見直し時期に合わせてレビューを行うこととする。			
備考				